慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧洲戦時財政に於ける国債の地位（下）
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.8 (1917. 8) ,p.989(1)- 1011(23)
JaLC DOI	10.14991/001.19170801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鐘淵紡績株式會社六拾壹回決算告報

貸借對照表

貸方（負債之部）

株積立金	二七四二七六五
諸社債	七九三八一九〇
當期賠償還未濟社債	七〇〇〇〇〇〇〇
當期賠償未濟賦金	二一七九二四〇〇
當期賠償未濟賦金前拂込株金	二一五八三五〇〇
諸預り金	三七一二〇九三五〇〇
未拂金、支拂手形及買掛金	八五三六六一五〇〇
鐘紡同志會預り金	二七六〇五四〇〇
鐘紡共濟組合預り金	一五二六九四〇〇
故中上川氏記念奬勵資金	一〇三〇九五〇〇
職工衛生資金	七七一五五〇〇
使用人病傷老衰退職恩給資金	一〇九四五二〇〇
職工幸福增進資金	一七四一四〇〇
職工救濟資金	一〇九四五〇〇
前期繰越金	五四二一〇〇
當期純益金	四二四一〇〇
計	五四二四六一〇〇

借方（資產之部）

拂込未濟株金	二四六一〇〇
土地	二一八一〇〇
建物	二一八六二三〇〇
附器具及什器	二一八六二三〇〇
火裝置	二一八六二三〇〇
器械	二一八六二三〇〇
工場及各店	二一八六二三〇〇
有價證券	三四七六一五〇〇
工場用品	三〇七七一四〇〇
淀川運輸增設及現金	一七四六一四〇〇
器械增設及現金	一三〇七七一四〇〇
器械增設及現金	一三五九、二六二、〇〇五
預ケ物及現金	三、九四〇、九七九、三二六
工場立替金	五四〇一、四〇一、八六六
小賣掛金及假拂金	一五六九、八〇七、八八〇
賣掛金及運搬途中製品	一五八、七〇三、六〇六
原料資店賒勘定	二二、九一七、九〇四
小荷物石	二二、四一一、一六〇
炭用品	一八、七四一、一六〇
朝日未過火災保險料	一八、七四一、一六〇

損益計算

總收入金	四七五四四一四一九五六
總支出金	四一四九〇三五五二六六
差引	六〇三〇三七八六〇〇
固定資產消却金	五五〇〇〇〇〇〇〇〇
固定資產特別消却金	七五〇〇〇〇〇〇〇〇
再差引	
當期純益金	四八〇三七八六六
前期繰越金	二七七八八五九七
計	七八一六七二六四七一
內株主配當金（但年一割六歩）	一一九七三三〇四〇〇
臨時株主配當金（但年二割四歩）	
諸種積立金	一一七九五九九五六〇
使用人病傷老衰退職恩給資金	一〇〇〇〇〇〇〇〇
職工幸福增進資金	一一〇〇〇〇〇〇〇〇
職工臨時給與金	一五〇〇〇〇〇〇〇〇
役員賞與金	三二一〇〇〇〇〇〇〇
後期繰越金	八〇〇〇〇〇〇〇〇
右大正六年七月報告也	八三四六〇〇〇〇〇〇

東京府南葛飾郡隅田村

鐘淵紡績株式會社

取締役會長 日比谷平左衛門治
専務取締役 武藤山治
取締役 高辻亨
同 藤奈良正
同 長尾良吉純造
同 山口武一
同 永江吉右
同 前山久左
同 山口八
同 武藤敏太郎
同 同 同 同 同 同 同 同
監査役 平野清介
同 野崎廣
同 賀川豊彦
同 清水善三郎

右審査候處相違無之候

三田學會雜誌 第十一卷第八號

論說

歐洲戰時財政に於ける國債の地位（下）

堀江歸一

四

前號所載本論文の前半に於て、英國が發行したる千九百十七年四分幷に五分利付公債の金額を擧ぐるに當り、詳細の報告に徵するを得ざりしを以て、姑く新聞紙の雜報に據り、發行手續結了前に於ける數字を示すに止まれり。今大藏大臣ボナー・ロー氏の豫算演說（五月二日）に於て、正確なる數字を得たるを以て、發行額其他の

事實を叙述す可し。軍事公債中、五分利付證券に對する新應募高は九億六千六百四萬八千磅に上れるが、外に舊四分五厘利付公債幷に國庫債券を以て、五分利公債に乘替應募したるものありて、前者は八億二千百萬五千磅を、後者は二億八千二百七十九萬二千磅を數へたるが故に、五分利付公債に借換へられたる公債は二者合せて十億四千八百十六萬二千磅に當り、一方に新公債は割引を以て發行せられたるが故に、右の借換に對する發行高は十一億三百七十九萬七千磅と爲り、斯くて五分利付公債の總發行高をして二十億六千九百八十四萬五千磅の多きに至らしめたり。（前號の本論文に於て、千九百十七年四分幷に五分利付軍事公債の發行高七億八千三十七萬七千磅としたるは、本年三月末日まで兩種公債に對して、既に拂込まれたる金額を示したるものなり）一方に四分利付軍事公債に對する應募は二千二百六十五萬八千磅に止まれりと雖も、尙ほ四分五厘利付公債幷に國庫債券の四分利公債に借換へられたるもの二千八百七十二萬六千磅ありて、爲めに後者の發行高をして五千一百三十八萬四千磅に達せしめ、同時に舊四分五厘利付公債の九割七分五厘は新公債に借換へられ、殘額二千萬磅を上下するの結果と爲る可きものとす。蓋し兩種軍事公債發行の規程に於て、特に借換に關する事項を定め、（一）四分五厘利付軍事公債、千九百十九年幷に千九百二十一年十月償還の五分利付國庫債券、千九百二十年十二月償還の五分利付國庫債券、千九百二十年二月償還の六分利付國庫債券所有者は總て其所有する債券を以て新公債の拂込に充つるを得べく、（二）借換の割合は前記諸債券百磅に對して、五分利公債百五磅五志三片又は四分利公債百磅を以てし、（三）借換希望者は一定の書式に據り、千九百十七年二月十六日以前に借換の請求を爲す可しと雖も、實際の手續は同年七月二日まで完了せられざるものとし、隨て千九百十七年二月十七日より同年六月三十日に至るまで、借換へらる可き公債は其名稱幷に金額に於て何等の變更を來さず、唯五分利公債に借換へらる可きものをB債券とし、四分利公債に借換へらる可きものをC債券とし、たる規定に據り、上記の如く借換の實を生ずるに至れるものなり。

英國が兩種公債を發行するに當り、世人の應募を勸奬する爲めに講じたる方策は種々の方面に亘れり。其重なるものを列記すれば、左の如し。

（一）第一種公債の利率を五分、發行價格を九十五としたること。

（二）第二種公債の利率は四分にして、額面價格を以て發行せらるゝと雖も、其利子に對しては超過稅以外の所得稅を免除せらるゝこと。

（三）兩種公債が所有者の死亡前六箇月以上其所有に屬したるときには、發行價格を以て、相續稅の納付に代用するを得ること。

（四）公債市價の低落に備ふる爲め、政府は每月公債發行額の八百分の一に相當する金額を積立て、公債市價が發行價格以下に低落したるときには此資金を以て、公債の買入銷却を行ふ可し。右資金の殘高が一千萬磅に達したるときには、每月の繰入を停止するも、一千萬磅以下に減少したるときには、更に之を開始すること。

（五）兩種公債共に、拂込期限を數回に分ち、以て一般資本家の應募に便ならしめんとし、五分利付公債に於ては申込證據金五磅の外に、千九百十七年三月二日、同二十三日に每十五磅を、四月十八日、五月九日、同三十日に每二十磅を拂込ましめ、四分利付公債に於ては申込證據金五磅の外に、五分利付公債の拂込と同一の時期に於て、第一回十五磅、第二回以下第五回に至るまで每二十磅の割合を以て拂込ましむること。

以上は公債發行の規程に於て、公然行はれたる應募奬勵の手段を以て見る可きものなるが、此以外に政府が廣告を利用し、或は國民の愛國心に訴へ、或は貯蓄を勸め、以て公債の應募を盛ならしめんとし、是等の運動に就て殆ど英國に先例の求む可きものなきの事實を示したり。左に廣告文の一二を揭ぐ可し。其一に曰く

卿等は軍事公債に放資したりや。最後の申込期日は來る十六日にして、獨逸は應募の景況に就て、大なる注意を拂ひつゝあり。卿等は生命保險證書を擔保とするも、銀行に就て借入金を爲すも、將た又大藏省證劵を公債に振替ふるも、自由に資金を調達し、斯くて公債に應募して、以て戰爭の終熄を促すに資するを得べし。銀行は卿等の購ひたる公債を擔保として、資金を貸出すに躊躇することなかる可く、又卿等にして五磅乃至五十磅の現金を有せんか、最寄の郵便局に就て、最も簡便に公債に應募するを得べし。

他の一に曰く

諸君は若干の現金を軍事公債の應募に供へたりや、又今後十二箇月間に於て、諸

君は被服、娯樂、旅行幷に食物に關して、幾何の節約を爲し、以て國家に資金を貸付けんとするや。宜しく古き衣服を纏ひ、古き靴を穿ち、古き附屬品に甘んず可し。而して諸君の銀行又は傭者に向つて、將來の貯蓄金を保證として貸付を爲すことを求め、借受けたる所を以て、軍事公債を購入す可し。

此他新聞紙又は街上の掲示は公債に關する細目を說明する集會を廣告し、日々の應募高を示すに圖表を以てし、其下に「卿等の同胞は國家に生命を捧げつゝあり、卿等亦資金を國家に貸すを辭せざる可し」と云ふが如き文字を記入し、郵便物の切手消印にも公債廣告の文字を揭げ、愈々應募締切の當日と爲るや、廣告の文字亦自ら危激と爲れり。即ち曰く「諸君の有する資金は之を中立の地位に居らしむ可からず。諸君は軍事公債に應募して、祖國を助けたりや、將た又現金を囊裡に貯へて、獨逸を助くるの手段に出でたりや。軍事公債は今夜を以て、應募を締切らんとす」と云へるが如き、其一例にして、此夜倫敦市長はトラフアルガー廣小路に於て數千の聽衆を前にし、左右の建物に於ける無數の掲示を眺めつゝ「諸君は諸君の爲す可き所を爲し、決して他人に之を讓る可からず。夜半に先だちて、銀行に赴く可し」と云ひ、最後の應募を勸誘したり。英國財政史に徵するに、ナポレオン戰爭の當時、政府は特に公債の利率を低廉にしたるの結果、其發行價格を著しく低下せざれば、應募者を求むる能はざるの窮境に陷れりと雖も、此稀有の事例を除かんか、英國は公債の發行に就て、必ずしも大なる困難に接することなく、公債發行の如き、國家より見れば、財政上に於ける尋常手段にして、國民より云へば營利的放資の道の加へらるゝに過ぎざりき。然るに今回の歐洲戰後に於ては、多く前例に反し、國民愛國の至情に訴ふることの切實なる、前記の如きものあり。而して英國が本年度內に於て發行せんとする公債は十六億五千一百七十八萬一千磅に上るとすれば、今後如何なる方策の下に、斯る巨額の公債の發行せらるゝを得るや、一箇の問題とせざる可からざるなり。

五

千九百十四年九月より千九百十六年十月に至るまで、獨逸は前後五回の公債を發行し、其發行額亦四百七十億馬克の多きに及びたるが、各回に於ける發行額、公債の種類、條件等を列擧すれば左の如し。（單位百萬馬克）

第一回、一九一四年九月、發行價格九七、五

（一）五分利付大藏省證券、一九二〇年十月一日期限　一、〇〇〇

（二）五分利付帝國公債、一九二四年十月一日まで据置　三、四六〇

第二回、一九一五年三月、發行價格九八、五

（一）五分利付大藏省證券、一九二二年十月一日期限

（二）五分利付帝國公債、一九二四年十月一日まで据置　九、〇六一

第三回、一九一五年九月、發行價格九九

五分利付帝國公債、一九二四年十月一日まで据置

第四回、一九一六年三月　一二、一〇一

（一）四分五厘利付大藏省證券、一九三二年七月一日期限

發行價格九五

（二）五分利付帝國公債、一九二四年十月一日まで据置　一〇、七一二

發行價格九八、五

第五回、一九一六年九月

（一）四分五厘利付大藏省證券、一九二三年乃至一九三二年償還

發行價格九五

（二）五分利付帝國公債、一九二四年十月一日まで据置　一〇、六九九

發行價格九八

此外千九百十七年三月第六回の帝國公債幷に大藏省證券發行せられ、前者は五分利付、後者は四分五厘利付にして、期限は前回發行の分と異ならず、而して其應募額は百二十九億七千八百九十四萬七百馬克に上れりと報告せられたるが、軍隊より致されたる應募に對しては特に一箇月餘受付期限を延長したるを以て、實際の應募額は右公表額よりも多少增加したりと認む可し。右の內帝國公債に對する應募額は百十六億一千七百五十六萬二千馬克にして、大藏省證券に對する應募額は十三億六千百三十七萬八千七百馬克を數へ、此外に舊軍事公債を以て大藏省證券に借換へたるもの四億九千二百七十二萬五千馬克に上り、應募者の數亦六百七十六萬八千八十二人に達したりと稱せらる。以上發行の帝國公債中、第一回より第五回に至る分に、就ては、其應募額を數多の階級に於ける金額に類別し、更に應募

者の數を明にしたる調査あるを以て、左に之を掲ぐ可し（金額單位百萬馬克）

應募金額別	第一回 應募者數	第一回 金額	第二回 應募者數	第二回 金額	第三回 應募者數	第三回 金額	第四回 應募者數	第四回 金額	第五回 應募者數	第五回 金額
二〇〇馬克以下	二三一、一二三	三六	四五二、一二三	七一	九八四、三五八	一三〇	二、四〇六、一一八	二〇一	一、七九四、〇八四	一五四
二〇〇—五〇〇馬克	二四一、八〇四	一二	五八一、四二〇	二五四	八五八、二五九	三六九	九六七、九九九	四〇七	六八一、〇二七	二九三
六〇〇—一、〇〇〇	四五三、一四三	五七七	六六〇、七七六	六〇四	九一八、九九五	八四四	八八五、九四一	七九四	六〇五、四九四	五五二
一、一〇〇—二、〇〇〇			四一八、八六四	七三三	五三〇、一七六	九一八	四六八、七二四	七九三	三〇一、八六九	五二〇
二、一〇〇—五、〇〇〇	五七、〇五一	五七九	三六四、四九九	一、三五四	四三三、六六六	一、五六三	三四七、七三五	一、二四七	二四五、八七三	九一一
五、一〇〇—一〇、〇〇〇	五六、四四八	四五〇	一三〇、九〇三	一、〇五七	一四七、五九三	一、一〇二	一二三、九二七	九〇七	九三、一八九	七六三
一〇、一〇〇—三〇、〇〇〇	二九、一〇五	三〇七	四六、一〇五	七四五	五三、四四五	八五八	四二、一五八	六六六	四〇、五七一	六五一
三〇、一〇〇—五〇、〇〇〇	二六、四〇七	四一〇	二六、四〇七	九一六	三二、八四〇	一、一六七	三〇、三六一	九八〇	二八、五〇〇	九八三
五〇、一〇〇—一〇〇、〇〇〇	七、七四二	三二五	七、七四二	六四八	一〇、〇九〇	八五〇	九、一〇〇	七三四	九、七四八	八一〇
一〇〇、一〇〇—五〇〇、〇〇〇	一、〇六六	二、〇五〇	五〇九	一、〇六六	七、〇七四	一、七六六	六、三〇八	一、五三一	七、八七〇	一、七一〇
五〇〇、一〇〇—一、〇〇〇、〇〇〇	四四〇	一三六	二八七	四四〇	八三二	六九五	七八〇	六四一	一、〇三二	八三三
一、〇〇〇、〇〇〇以上	一、一六二	三一〇	八六九	一、一六二	五三〇	一、七二九	五七四	一、八二二	七三五	二、四四八
合計	一、二七、二三五	四、四六〇	二、六九、一〇六〇	九、〇六〇	三、九六六、四一八	二二、一〇一	五、二七九、六四五	一〇、七二一	三、八〇九、九七六	一〇、六四七

前表に據るに、第一回又は第二回の公債應募成績に於ては、二百馬克以下の應募者の如き、全體の應募者に對して、少數を占むるに止まれるが、第四回以後に於ては敢て然らず、第四回に於ては兩者の割合は百分中の四十五に、第五回に於ては百分中の四十七に居り、小額應募者の力に依て、公債募集の目的を達するを得ることを知る可し。而して斯る小額の應募は軍事費支辨の結果、中流以下の階級が生活上に餘裕あるの事實に基くものなる可しと雖も、果して如何なる時まで繼續するを得るや否や、之を知る可からず。唯獨逸が國を擧げて、敵國の重圍に陷り、國民の生活に非常の困難を招き、國運の前途亦容易に樂觀するを許さゞる場合に、數次の公債發行に巨額の應募を收むるの事實は殆ど一の奇蹟を以て、目せざる可からざるが如しと雖も、一方に公債の發行せらるゝこと斯の如く爲る他の一方に於て、種々の形態を以て、紙幣の增發せられつゝあるは、蔽ふ可からざる事實に屬し、公債應募の如き、紙幣增發の結果とす可きの跡あり。蓋し開戰と相前後して政府は貸付金庫制度を開設し、金庫をして金庫證劵を發行して、金融の調節に資せしめんとし、證劵の發行高は漸次擴張せられて、三十億馬克を法定の制限とするに至れり。而して千九百十四年十二月末に於ける同證劵の發行高は十三億一千七百萬馬克にし

で、其内四億四千五百八十萬馬克は市場に流通し、他は帝國銀行に保有せられたるが、千九百十五年十二月末に於ては、證券の發行高は二十二億二千七百萬馬克に增加し、其内の九億七千二百二十萬馬克は市場に流通したり。次に帝國銀行以下四發行銀行の昨年十一月下旬に於ける營業狀況を表示するに左表の如し。（單位一千馬克）

	帝國銀行	バイエルン銀行	ザクセン銀行	バーデン銀行	ウルテンベルヒ銀行
金貨	二、五一八、四八八	三九、三七五	二二、一三七	六、四六七	九、八五〇
其他の正貨	一六、四五七				
貸付金庫券	三一五、八三二	八五二	五、三〇〇	一、四〇一	四九九
他銀行紙幣	二、八三八	五、三八五	一六、五七三	三、五三三	六、〇五三
小切手、手形貸付	八、〇七五、六八七	四五、一五七	二六、二二〇	一五、四六九	二二、七八五
有價證券	一二、四〇八	二、六九四	三七、三〇四	五、五九三	一五、四〇四
其他資產	七五、四八二	一、九三三	一〇、二八三	一、八三二	四、五二九
合計	六七四、九三八	四、一九一	一〇、八四九	二〇、七八一	一二、二三一
資本金	一一、六九二、一三〇	八九、五八七	一二八、六六六	五五、〇七六	七一、三五一
積立金	一八〇、〇〇〇	七、五〇〇	三〇、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
	八五、四七一	三、七五〇	七、五〇〇	二、二五〇	一、七七三

紙幣	七、三三三、六六〇	六七、六七八	四三、八五四	二一、三四四
當座預金	三、六六一、九一七	六、二七三	二六、一〇〇	二〇、七一二
定期預金			一七、六九〇	
其他債務	四三一、〇八二	四、三八六	三、五二二	一、七七〇
合計	一一、六九二、一三〇	八九、五八七	一二八、六六六	五五、〇七六

	二四、三二一	三四、一四五	一〇三	二、〇〇九	七一、三五一

更に右に揭げたる帝國銀行紙幣幷に金貨準備は開戰前に比較して、如何なる狀態と爲れるものなるやを示す爲めに、左の一表を揭ぐ。

	一九一四年七月三十一日	一九一六年十一月三十日
紙幣	二、九〇八、二五六	七、三三三、六六〇
金貨	一、二五二、六九六	二、五一八、四八八

次に第一回より第五回に於ける公債發行に際して、帝國銀行の紙幣發行高の變動したる狀況を示すに、左の如し。（單位一千馬克）

	紙幣發行高	割引貸付
〔同一九一四年九月三十日〕	四、一二八、〇六〇	四、七八八、五八〇
〔同一九一五年三月三十一日〕	四、四九〇、九〇〇	四、七八六、三六〇
〔同一九一五年九月三十日〕	四、九〇五、一四〇	四、二九八、〇二〇
〔同一九一五年九月三十日〕	五、六二四、〇二〇	六、八七六、六四〇
〔同一九一五年九月三十日〕	五、五五九、八八〇	五、〇八〇、一六〇
〔同一九一五年九月三十日〕	六、一五七、六四〇	七、四八三、七〇〇

〃	一九一六年三月七日	六、五三二、一〇〇	五、八六四、五〇〇
〃	三月三十一日	六、九八八、〇八〇	八、一二四、四二〇
〃	一九一六年九月七日	七、一七五、四四〇	七、〇三二、七六〇
〃	九月三十日	七、三七〇、三〇〇	一〇、七六九、二四〇
〃	一九一七年三月六日	八、一六三、九八〇	九、〇二七、一六〇
〃	三月三十一日	八、六一六、〇二〇	一三、六〇五、九八〇

獨逸帝國銀行は毎四小半季末に於て、保證準備制限五億五千萬馬克の外に、同準備を以て、二億馬克を限り、無税發行を爲すを得るの規定あり。歐洲開戰以後保證準備制限外發行に對する課税の規定は適用を中止せられ、銀行紙幣發行の狀況亦平時と趣の異なるものあるや、論を俟たず、前掲の表に於て、偶々三月又は九月と云ふが如き、毎四小半季に臨んで公債發行せられたる以上は、其時に於て銀行紙幣發行高の多きに至れるは、敢て異とするに足らず、公債發行せられざるも、四小半季末の常として、銀行紙幣の增發せらるゝを以て、常態とす可きが如しと雖も、然も其增發高が平生法律に於て豫期せらるゝが如き、二億馬克の程度に止まらず、其最も少額なる千九百十四年九月に於て月初と月末との間に三億六千二百萬馬克を增加し、其最も多額なる千九百十五年三月に於て、七億一千九百萬馬克を增加したるが如き、即ち帝國銀行が政府と協力し、紙幣の增發に依て、割引貸付を便にし、以て公債の應募を盛ならしむるの用意に出でたるものと解せざる可からず。

往昔國家財政の發達尙ほ幼稚なるの時に於て國家は直接に政府紙幣を發行して、以て財政の用に供したり。信用の利用せらるゝことの盛なる今日に於ては、國家の外に獨立したる中央銀行ありて、紙幣の發行を獨占し、通貨伸縮の任に當るを以て、方策の宜しきを得たるものとし、國家自ら直接に政府紙幣を發行するの任を避けんとするものゝ如し。然も獨逸の爲すが如く、開戰の當初に於て、早く帝國銀行に正貨兌換の義務を免除し、紙幣の增發せらるゝや、其一部分は貸出金として、政府に於て借入れ、他の一部分は公債の應募を盛ならしむる爲めに、一般に融通せらるゝに於ては、其名は公債發行に依て收入を調達するに在りと雖も、其實は紙幣の增發に依て、國庫の必要を充すに過ぎず、强て異なる所を求めんか、政府紙幣と銀行紙幣との相違に外ならずと雖も、通貨の膨脹を招くの一事に至ては、其及ぼす所の弊害一なりとせざる可からず。紙幣を增發して、財源を調達すると、公債を發行して、國庫に收入を得ると其收入の方便たるの點に於ては、異なる所なきが如しと雖

も、後者が其方法の宜しきを得るときは、新に國民に安全なる放資の目的物を供へ、依て以て貯蓄を奬勵するの效果あるに反し、前者が物價の騰貴を促して、國民の生活を壓迫するの弊害あるは、爭う可からざる事實に屬すとす可し。歐洲交戰諸國中、戰時の財政に就て、平生最も多く準備したりと稱せらるゝ獨逸にして、尙ほ公債募集の爲めに、紙幣の增發を必要とし、殆ど紙幣を財政上の方便に利用すると異ならざる手段を取るに於ては、此般の準備を缺ける他の諸國の紙幣を增發するもの亦已むを得ざる所なりとす可し。

然も獨逸は一般人民の貯蓄金に依て、公債に應募することを望むの點に於て、敢て他國に讓るものありとす可からず。政府が人民の應募殊に貯蓄金に依る應募を勸誘するに熱心なる、人の意表に出づるものあり。例へば千九百十五年九月第三回公債の發行せらるゝや、時の大藏大臣ヘルフェリッヒ氏は帝國議會に於て「吾人は前回よりも大なる應募者の殺到することを希望して已まず、而して此事たる、彼の英國が最近の公債募集に於て、將た又兵員徵募に於て試みるが如き感傷的廣告に訴へずして、目的を達するを得べく、戰爭の如き嚴肅なる行動に對して曲馬の騷を演ずるは、獨逸人の感情に適せざる所なると共に、吾人は英國の爲すが如く、應募者に向つて、國家に恩惠を施すことを望まず、獨逸人は自國に施與を爲さず、唯其義務を全うす可し」と云ひ、英國の所爲を貶するの言に託して、以て自國民の愛國心を刺戟せんとしたり。而して第四回公債の發行に際しては、官廳の發行したる說明書に於て「公債に應募するに當り、應募者は現金を所有することを必要とせず、預金銀行又は貯蓄銀行に勘定を有する人々は銀行をして公債應募に便宜を致さしむるを得べし。即ち應募者にして公債を所有せんか、貸付金庫は公債を擔保として、所有者に信用を與ふるを辭せず、從來の貸付利率は五分五厘なりしが、今や五分二厘五毛に引下げられ、而して此貸出金は債務者に不便なる時期に回收せらるゝの恐なし」と述べ、第五回公債の發行せらるゝや、諸新聞紙には之を以て最後の公債とする旨の廣告掲載せられ、更に「今回の公債は總てヒンデンブルグの署名を有すること」の追加あり、一方に「應募せらるゝ一馬克は即ち戰捷を齎すの效果あり、自己の能力に應ずる程度まで公債に應募せざるが如きは、即ち獨逸軍事的勢力を薄弱にし、却て敵國の信念幷に實力を大ならしむ可く、人民が公債應募に一馬克を惜ま

んか、敵に援助を與ふるものに外ならず」と云ひ、應募者に訴へたるヒンデンブルグの手簡を寫眞版とし、一方には從來公債を以て戰時利益稅納付の目的物とするを得たる特權を擴張し、廣く他の租稅の代納目的物たらしむるを得ることゝしたり。

六

戰時の財源として、公債に依る可きや、將た又增稅に依る可きやの問題に就ては從來學者實際家の間に論爭の絕ゆることなく、又最後の斷案を下すに困難なるものありと雖も、之を歐洲戰時財政に於ける實驗に徵するに、公債の發行が國庫に收入を供ふると同時に、必ず通貨の膨脹を來して、物價の騰貴を招き、政府をして公債に依て吸收したる收入を經費として支辨する場合に、其效果を減損するに至らしめたるの事實は之を掩う可からず。假に公債應募者が公債應募の結果、國庫に交付したる拂込金と同額の資金を消費することを省約したりとせんか、應募者幷に國庫の消費する資金は兩者相合せて、以前に於けると何等異なる所なく、政府幷に一般人民の貨物と勤勞とを需要する程度も亦以前と同樣なる以上は、物價を騰貴せしむるの勢は之を見る可からず。之に反して資本家が銀行より借入金を爲して、公債に應募し、同時に自己の消費する所を以前と同一の金額に置かんか、忽にして通貨は膨脹し、物價は騰貴するに至らざるを得ず。即ち交戰諸國が公債を發行するに當り、其發行を容易ならしむる爲めに、金融機關をして金融上の援助を致さしめながら、他の一方に於ては人民の貯蓄を奬勵し、以て通貨膨脹の弊を制せんとする所以なり。

即ち政府の期する所は資本家をして其貯蓄金又は戰爭繼續中に收受する所得に依て、公債に應募せしめ、貨物幷に勤勞に對して異常に增加する政府の需要を調節する爲めに、民間の需要の減少を以てせんとするものに外ならず。然も任意の貯蓄の如き、戰爭の際に於ても、容易に行はれず、多數の應募者は自己の所有する財產又は新に應募する公債其ものを擔保に提供して、銀行より借入金を爲し、銀行亦愛國的精神に導かれ、又は國家に强要せられて、此種の融通を爲すを辭せざるが故に、直に銀行紙幣の形態に於て、又は預金の形態に於て信用の膨脹を招き、戰時勉めて回避せざる可からざる信用の膨脹を誘致せざれば已まざるなり。玆に於てか戰時の財政を處理するに、公債を以てせず、總て租稅の收入を以てし、人民に向つて

強制的貯蓄を行はしむるの說を生ずるに至る所以にして、戰時の財源として、公債よりも租稅を勝れりとする說に論據の鞏固なるものあるは之を認めざる可からず。然れども軍事費の大なる今日の如き場合に於て、一國は租稅に依て、其必要とする收入の幾何を調達するを得べきや、英國の如き戰時財政を維持する爲めに、重きを增稅の收入に置くものなり。然も開戰前と今日とを比較するに、租稅收入の增加は左の如し。（單位一千磅）

	一九一三—四年	一九一四—五年	一九一五—六年	一九一六—七年
海關稅	三五、五六九	三八、六六二	五九、六〇六	七〇、五六一
物產稅	三九、六五八	四二、三一三	六一、二一〇	五六、三八〇
相續稅	二七、一六五	二八、三八二	三一、〇三五	三一、二三二
印紙稅	九、九八三	七、五七七	六、七六四	七、八七八
所得稅	四七、二四一	六九、三九九	一二八、三二〇	二〇五、〇三三
超過利益稅	—	—	一八八	一三九、九二〇
土地家屋地價稅	三、四一八	二、九七二	二、九八三	三、一〇〇
合計	一六三、〇三五	一八九、三〇五	二九〇、一〇六	五一四、〇七七

即ち英國は平時に比較して、租稅の收入に三億五千百四萬二千磅の增加を來したりと雖も、一方に經費は一億九千八百三十二萬三千磅より二十一億九千八百萬磅に增加し、軍事費は約二十億磅に上るの有樣なるを以て、租稅收入の軍事費に對する割合は一割七分內外に止まり、他は盡く公債の收入に依賴しつゝあるものと認めざるを得ず。比較的租稅の收入に重きを置く英國にして斯の如しとすれば、他の諸國に於ける事情の如何は之を類推するに難からず、諸國が公債を發行せんとして能はず、最後の救濟策を紙幣の增發に求め、累を後年の財政に及ぼすもの亦已むを得ざるものとす可きなり。

本年三月發行「エコノミツク・ジョーナル」に戰時財政に關する二箇の論文あり、一は「所得の國家收用」と題して、米國人スプレーグ氏の筆に成り、他の一は「戰時公債の經濟」と題して、英國人ピグー氏の稿に係ると雖も、兩論文共に戰時の財源として、公債に依賴するの不可なることを論じ、租稅よりも更に一步を進めたる方法に依て、戰時の財源を調達せんとするの趣意に基けるものなり。即ちスプレーグ氏が「一國が國民に向つて徵兵の義務を課する以上は、其所得中、絕對的必要を超過する部分を國家に於て收用するの論理に適ひ、又公正を得たる處置たるを疑はず。戰時

に於て人が所得の大部分を國家に提供するは徵兵の義務に服するものに比して、何等壓制の嫌を生ずるものに非ず」と云ひ、ピグー氏が「余の意見を以てすれば、政府が租稅を徵收すること少なく、公債を募集すること多きの財政方針を取れるは、大なる過失たりしを疑はず。青年にして其生命を國家に供與することを强制せらるゝものとすれば、稍や年齡の長じたる者が當に其有する資金を貸付くるに止まらず、之を供與することを求めらるゝを至當とす」と云ひ、又曩に「エコノミスト」に於て「今回の戰爭に臨んで、青年は其强弱を問はず全生命を擧げて、國家の爲めに、犧牲に供することを求められつゝあれば、彼等の有する貨幣に對しても亦同樣の原則を適用せざる可からず。即ち一千磅の所得を有する人にして、五百磅の租稅を納付する場合に、十萬磅の所得を有する者の納付す可き租稅は五萬磅に非ず、八萬磅にも非ずして、九萬九千五百磅なることを認めざる可からず、余は此種類の制度を以て、實際に成立し得るものと信ずるに非ず、唯之を以て政府の實現するに勉む可き理想たり、原則たることを示さんとすと云ひ（一九一六年十二月九日發行エコノミスト寄書欄）增稅の必要を鼓吹したるは、要するに國民所得の徵發を以て、戰時財政の急を支持せんとする意見を示したるものに外ならざるなり。前記「エコノミスト」に於てピグー氏の論文發表せられ、之に關聯して、同誌寄書欄內に諸家の論爭漸く熾烈と爲るや、アルフレッド・マーシャル氏亦之に參加し、十二月三十日發行の誌上に於て「增收の重なる源泉は必然所得幷に資本に對する課稅たる可し。蓋し資本は戰時大なる分量を以て、容易に外國に輸出せらるゝものに非ず、又戰時に賦課せらるゝ租稅は資本の移動を惹起すの力を有せず、之に反して戰時多額の公債にして累加せられんか、戰後に永久の重稅を必要とし、戰後最も必要なる資本の支配に大なる支障を生ずるに至る可し」と論じて、ピグー氏の所說に贊成したり。然も實際問題として之を考ふるに、今日の國家が諸氏の主張するが如き方法を以て、軍事費の財源を調達して、能く國民をして其負擔の重きを愁訴せしめず、又戰爭其ものに反對せしめざるを得るやは一箇の疑問とす可く、戰爭意外の長期に亘り、公債發行の前途甚だ不安と爲りたればこそ、斯る說を生ずるに至れりと雖も、開戰の當初より、增稅の一事に財源調達の方法を傾注するが如き遽に信ずる能はざる所なり。